

1 議事日程(第4号)

(令和2年第1回久山町議会3月定例会)

令和2年3月18日

午前9時30分開会

於 議 場

- 日程第1 議案第1号 久山町教育委員会教育長の任命同意について
- 日程第2 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第3 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第4 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について
- 日程第5 議案第5号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第1号)
- 日程第6 議案第6号 久山町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第2号)
- 日程第7 議案第7号 久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第3号)
- 日程第8 議案第8号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第4号)
- 日程第9 議案第9号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第5号)
- 日程第10 議案第10号 久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について
(2久山町条例第6号)
- 日程第11 議案第11号 久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例の廃止について
(2久山町条例第7号)
- 日程第12 議案第12号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第8号)
- 日程第13 議案第13号 久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第9号)
- 日程第14 議案第14号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第10号)
- 日程第15 議案第15号 久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第11号)
- 日程第16 議案第16号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
(2久山町条例第12号)
- 日程第17 議案第17号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条

- 例について (2久山町条例第13号)
- 日程第18 議案第18号 久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第14号)
- 日程第19 議案第19号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第15号)
- 日程第20 議案第20号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第16号)
- 日程第21 議案第21号 久山町営住宅条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第17号)
- 日程第22 議案第22号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について (2久山町条例第18号)
- 日程第23 議案第23号 草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約について
- 日程第24 議案第24号 令和元年度久山町一般会計補正予算 (第4号)
- 日程第25 議案第25号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第26 議案第26号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算 (第3号)
- 日程第27 議案第27号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算 (第1号)
- 日程第28 議案第28号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第29 議案第29号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算 (第3号)
- 日程第30 議案第30号 令和2年度久山町一般会計予算
- 日程第31 議案第31号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算
- 日程第32 議案第32号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第33 議案第33号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算
- 日程第34 議案第34号 令和2年度久山町水道事業会計予算
- 日程第35 議案第35号 令和2年度久山町公共下水道事業会計予算
- 日程第36 発議第1号 上久原地区観光交流センター計画予定跡地の利活用を求める意見書
- 日程第37 議員派遣の件
- 日程第38 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件
- 日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

2 出席議員は次のとおりである (10名)

1番	山野久生	2番	清永義弘
3番	有田行彦	4番	佐伯勝宣
5番	松本世頭	6番	本田光
7番	阿部哲	8番	只松秀喜
9番	久芳正司	10番	阿部文俊

3 欠席議員は次のとおりである（なし）

4 会議録署名議員

3番 有田 行彦

4番 佐伯 勝宣

5 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町 長 久 芳 菊 司

副 町 長 佐 伯 久 雄

教 育 長 安 部 正 俊

総 務 課 長 安 倍 達 也

健 康 課 長 國 寄 和 幸

会 計 管 理 者 松 原 哲 二

上 下 水 道 課 長 原 之 園 修 司

教 育 課 長 森 裕 子

町 民 生 活 課 長 矢 山 良 寛

税 務 課 長 佐々木 信 一

産 業 振 興 課 長 久 芳 義 則

魅 力 づ くり 推 進 課 長 川 上 克 彦

福 祉 課 長 稲 永 み き

財 政 課 長 久 芳 浩 二

都 市 整 備 課 長 井 上 英 貴

6 職務のため議場に参加した事務局職員の職氏名（2名）

議 会 事 務 局 長 中 原 三 千 代

議 会 事 務 局 書 記 篠 原 正 継

~~~~~ ○ ~~~~~

開議 午前9時30分

○議長（阿部文俊君） おはようございます。

ただ今から本日の会議を開きます。

本日の議事日程はあらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 議案第1号 久山町教育委員会委員の任命同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第1、議案第1号久山町教育委員会委員の任命同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

これより議案第1号久山町教育委員会委員の任命同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 議案第2号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第2、議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第2号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第3 議案第3号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第3、議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第3号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第4 議案第4号 久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

○議長（阿部文俊君） 日程第4、議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを議題とします。

本案は人事案件でございますので、プライバシーや人権等に配慮し、発言には慎重を期

していただきますようお願いいたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第4号久山町固定資産評価審査委員会委員の選任同意についてを採決します。

本案はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は同意することに決定しました。

~~~~~○~~~~~

日程第5 議案第5号 久山町印鑑条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第5、議案第5号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第5号久山町印鑑条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第6 議案第6号 久山町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第6、議案第6号久山町職員の分限に関する条例の一部を改正す

る条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第6号久山町職員の分限に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第7 議案第7号 久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第7、議案第7号久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第7号久山町職員のサービスの宣誓に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第8 議案第8号 久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第8、議案第8号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第8号久山町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第9 議案第9号 久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第9、議案第9号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第9号久山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第10 議案第10号 久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第10、議案第10号久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第10号久山町防災行政同報無線システム設備の設置及び管理に関する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第11 議案第11号 久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定について

○議長（阿部文俊君） 日程第11、議案第11号久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第11号久山町有線放送施設の設置及び管理に関する条例を廃止する条例の制定についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第12 議案第12号 久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第12、議案第12号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第12号久山町立構造改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第13 議案第13号 久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第13、議案第13号久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第13号久山町立幼稚園条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第14 議案第14号 久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する  
条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第14、議案第14号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例  
の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第14号久山町立久山会館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につい  
てを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第15 議案第15号 久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第15、議案第15号久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関
する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第15号久山町立勤労青少年ホームの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第16 議案第16号 久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第16、議案第16号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第16号久山町立町民体育センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第17 議案第17号 久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する

条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第17、議案第17号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第17号久山町立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第18 議案第18号 久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第18、議案第18号久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第18号久山町文化交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第19 議案第19号 久山町文化財保護条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第19、議案第19号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第19号久山町文化財保護条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第20 議案第20号 久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第20、議案第20号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第20号久山町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正す

る条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第21 議案第21号 久山町営住宅条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第21、議案第21号久山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第21号久山町営住宅条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第22 議案第22号 久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例について

○議長（阿部文俊君） 日程第22、議案第22号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第22号久山町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第23 議案第23号 草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約について

○議長（阿部文俊君） 日程第23、議案第23号草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第23号草場地区再開発第2期造成工事請負変更契約についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第24 議案第24号 令和元年度久山町一般会計補正予算（第4号）

○議長（阿部文俊君） 日程第24、議案第24号令和元年度久山町一般会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

松本議員。

○5番（松本世頭君） 10款1項1目教育振興費の中です。文科省指導によりまず長寿命化計画の中で、山田小学校、久原小学校、久山中学校は特にです。久山中学校の特別教室棟の改修が挙がっております。本来ならば、山田小学校の特別改修が先ではなかろうかと思っておったんですけども、今回文科省の長寿命化計画の中で、こういう久原小学校の屋外トイレ、山田小学校の体育館のトイレ、それから中学校の特別教室棟の改修と挙が



ってきております。私が言いたいのは、山田小学校のですね、大改修についてどのように考えておられるのかをちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 町長。

○町長（久芳菊司君） 今回、中学校の特別教室を行うようにしておるんですけどね。これについては、本来はもう以前にやりました中学校の大規模改修のときに、同時に行うべき建物だったんですけども、非常にもう年数がたっているということで、老朽化施設ということで、そちらのほうでやろうという形で、実は対象から外しておったんですけども。当然もう耐震もないだろうということで。ところが、文科省あたりの長寿命化計画という方向性が出てきてからですね、できるだけ、改修で事業を後に遅らせるみたいな形の、そういう方向性が変わってきたんだろうと思いますけれども、とにかく耐震をやりなさいということで、それをやらないとその次の補助にはいけないということで、耐震をやった結果が、もう40数年以上たってるんですけどね、50年、だけどやっぱり、まだまだ耐震をやればできるという形になりましたので、これを先にやるという文科省の指導があって今回させていただきます。ご指摘のように、山田小学校の大規模改修も当初の予定ではもう本当は入ってる時期なんですけれども、諸事情、財政等の問題もあって、まずは国も長寿命化計画をきちっと先に立てなさいということでございますので、それをやって、財政との調整も必要だと思いますけれども、できるだけ早くですね、やっぱり次は山田小学校に入りたいと思っております。そういう中でいろいろ今回のGIGAスクールとか、国の制度もいろいろ方針もまた新しいものも出てきたという経緯もありましたけれども、次は、そういう長寿命化計画の中で山田小学校を最優先で進めていきたいと思っております。

○議長（阿部文俊君） 松本議員。

○5番（松本世頭君） 国の指導の下ということでございますので、わからんでもありませんけれども。ぜひですね、財政計画をしっかりと見直しまして、次にはですね、必ず山田小学校の大規模改修に入っていただくことをお願いいたしまして終わります。

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第24号令和元年度久山町一般会計補正予算（第4号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第25 議案第25号 令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第25、議案第25号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第25号令和元年度久山町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第26 議案第26号 令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第26、議案第26号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第26号令和元年度久山町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）を採決しま

す。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第27 議案第27号 令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）

○議長（阿部文俊君） 日程第27、議案第27号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第27号令和元年度久山町草場地区再開発事業特別会計補正予算（第1号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第28 議案第28号 令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第28、議案第28号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第28号令和元年度久山町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第29 議案第29号 令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）

○議長（阿部文俊君） 日程第29、議案第29号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第29号令和元年度久山町公共下水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第30 議案第30号 令和2年度久山町一般会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第30、議案第30号令和2年度久山町一般会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 私は、ページ59ページから60ページ2款3目町長選挙についてお尋ねいたします。

令和2年度の予算が可決されれば、予算の執行の問題が生じてきます。町長は予算執行

の管理責任の立場にあります。そこで今年10月の町長選挙に臨む町長のお考えをお聞かせ  
いただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） 有田議員に申し上げます。予算と関係ありませんので、町長に対する  
質問は、ちょっと、議題が外れておると思います。

有田議員。

○3番（有田行彦君） 町長がそういうふうに申されたんでしょうか。議題が外れてるからっ  
ていうことの・・・

○議長（阿部文俊君） 予算のほうでございますので、それとこれとは、後でまた・・・

（3番有田行彦君「後でまたとはどういうことですか」と呼  
ぶ）

その件につきましてはちょっと予算のほうとですね、また町長がどういう形での今後の  
こともまたいろいろあると思いますので、それに対しまして普通の町長選挙があるという  
形での予算だと思っておりますので、

（3番有田行彦君「実はですね。いろいろの噂の中で、今年  
町長選挙がありますもんですから、まだ町長が正式にどうい  
うような話をされませんのでですね。今、お尋ねしたところであ  
ります。それで後でっていうことであれば、その話はお尋ねし  
たいなと思っております。これで終わります。」と呼ぶ）

○議長（阿部文俊君） ほかにありませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ないようでございますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

まず原案に反対者の発言を許します。

本田議員。

○6番（本田 光君） 議案第30号、令和2年度久山町一般会計予算に対して反対討論をいた  
します。

令和2年度久山町議会、町長の所信表明で国の令和2年度の予算編成方針とわが国の経  
済は依然長きにわたる回復を維持しており、GDPは過去最大規模に達し、雇用や所得環  
境も改善しているとしていますが、一方、国の財政は国と地方の債務残高がGDP2倍程  
度に膨らんでおり、かつ国債費も一般会計歳出額の2割を超えるなど、引き続き厳しい状  
況にあると述べられ、さらに昨年10月に実施した消費税税率の引き上げ直後は、景気が大

大きく下落し、日本経済への影響が見られたものの、一方でその反動と思われる上昇も見られるなど、2020年は今後緩やかに回復方向に向かっていくというふうに町長は述べられました。

しかし、安倍政権のこれまでと日本経済の将来を展望するときに、アベノミクスが積み上げてきたリスク、危険度、損害度は現在だけではなく、将来にも及んでいるということは深刻な問題点だと思います。1,000兆円の政府の資金、累積した国債残高の返済は、国民に負担と責任を押しつける消費税増税など、一方2018年度の、賃金や設備には回されないうで貯め込んだ大企業の内部留保は449兆円、海外投資に向かったジャパンマネーは対外純資産残高が341兆円、準金融資産、2017年度でありますけれども299兆円であります。応分の負担のやり方で借金を返済するなら、消費税は5%にすることはできるはずであります。安倍首相は社会保障のためとって消費税増税しておきながら社会保障の後退を進めようとしています。75歳以上であっても、一定の所得がある方には、窓口2割負担を検討するとしております。全世代型社会保障という言葉を使っていますが、いかにも子育て世代などの若い世代向けへの施策を手厚くするように聞こえますけれども、その一方で社会保障費の自然増を抑制するその姿勢は変わらないので、結局、高齢者向け社会保障予算を先延ばしすることになります。日本共産党は、増税するなら大もうけをしている富裕層に、また大企業に応分の負担を求めるべきであるという財源対策を出しております。

今、地方公共団体は国の悪政からジェンダー平等、住民の暮らしと福祉、医療、介護、教育、保育、農林業を再生する施策の充実が強く求められています。令和2年度久山町一般会計の公園費、総合運動公園施設整備工事費が1億200万円、しかも野球場、サッカー場、植樹、フォレストロードなどは2020年度へ先送りになっており、国の交付金がつかなかった場合、国の交付事業から外して、国のスポーツ基金、民間のt o t oスポーツ振興基金と助成金100%の資金を入れることも可能なので、整備は進めたいというふうに町長は過去述べられました。先行き不透明な事業は中止すべきであります。また久山町オリーブ栽培事業に平成23年度から令和元年度までの事業費総額は、5,051万6,721円と報告されておりますけれども、これに人件費を合わせると総額は膨大にもなると考えられますし、費用対効果も検証できておりません。

今、日本国憲法、そして地方自治も生かし、町が優先して行わなければならない事業は山積しております。その1には山田小学校の大規模改修工事、体育館含む事業。2には久原、山田両小学校のプール新築事業費。また3には久山町上久原区画整理事業の完全収束を目指すこと。4には猪野ダムの周回道路、町道の崖崩れ修復工事と、県2級河川の猪野川、久原川の<sup>しゅんせつ</sup>浚渫工事。5には久山中学校の完全給食への計画の実現。6には久原、山

田両小学校の体育館にエアコン設置、災害時の避難場にもなります。7には久山町指定可燃ごみ袋大1枚105円の値下げ。8には中学校卒業までの医療費、入院、通院とも完全無料化等を急ぐべきではないでしょうか。

久山町令和2年度町一般会計予算の歳入歳出の民生費、衛生費、農林水産費、総務費、教育費等々の款・項・目の一定のところには賛成評価できるところもあります。しかし、予算書を総合的に見て、国の施策に忠実に沿った予算であり、賛成できないことを申し上げて、以上、反対討論といたします。

○議長（阿部文俊君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） これで討論を終わります。

議案第30号令和2年度久山町一般会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第31 議案第31号 令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第31、議案第31号令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第31号令和2年度久山町国民健康保険特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第32 議案第32号 令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第32、議案第32号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第32号令和2年度久山町後期高齢者医療特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第33 議案第33号 令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第33、議案第33号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。

議案第33号令和2年度久山町草場地区再開発事業特別会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第34 議案第34号 令和2年度久山町水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第34、議案第34号令和2年度久山町水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第34号令和2年度久山町水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第35 議案第35号 令和2年度久山町公共下水道事業会計予算

○議長（阿部文俊君） 日程第35、議案第35号令和2年度久山町公共下水道事業会計予算を議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

議案第35号令和2年度久山町公共下水道事業会計予算を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○議長（阿部文俊君） 起立全員であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。

~~~~~○~~~~~

日程第36 発議第1号 上久原地区観光交流センター計画予定跡地の利活用を求める意見書

○議長（阿部文俊君） 日程第36、発議第1号上久原地区観光交流センター計画予定跡地の利活用を求める意見書を議題とします。提出議員より提案理由の説明をお受けいたします。  
久芳議員。

○9番（久芳正司君） お手元に用意された意見書がついておると思いますが、このことにつきまして一言お願い申し上げます。

本件土地の活用は、町民の皆さまがより多くの希望を生み出せる場所にすることを目的とします。行政、特に新設なされた産業振興課を中心として、町内全ての農作物に関心のある方々の発想の場所づくりを考えて、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたしました。ご検討のほどをよろしくお願い申し上げます。

○議長（阿部文俊君） 提出議員に対する質疑をお受けいたします。

質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（阿部文俊君） 討論なしと認めます。

発議第1号上久原地区観光交流センター計画予定跡地の利活用を求める意見書を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立多数]

○議長（阿部文俊君） 起立多数であります。従って、本案は原案のとおり可決されました。  
本意見書を町長へ早急に提出いたします。

~~~~~○~~~~~

日程第37 議員派遣の件

○議長（阿部文俊君） 日程第37、議員派遣の件を議題とします。

お諮りします。

議員派遣の件については、お手元に配りましたとおり派遣することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、お手元に配りましたとおり派遣することに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第38 常任委員会の閉会中の所管事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第38、常任委員会の閉会中の所管事務の調査の件を議題とします。

各常任委員長から所管事務のうち、久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました所管事務の調査事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

~~~~~○~~~~~

日程第39 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（阿部文俊君） 日程第39、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から久山町議会会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項および議長の諮問に関する事項について閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（阿部文俊君） 異議なしと認めます。よって、委員長から申し出のとおり閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。これで本日の日程は全部終了しました。

（3番有田行彦君「動議、議長」と呼ぶ）

どういう動議でしょうか。

○3番（有田行彦君） 先ほど私が不適格な項目で質問されたということで、後ほどでというふうに議長おっしゃいました。今日で議会が終われば、じゃ、いつどこで先ほど言いましたように、この予算も可決されましたし、これから予算執行の管理責任が、町長にあると思います。そこで、町長に10月の町長選挙必ず来ることでございますので、所信をお伺いしたいとお尋ねしました。その件について、取り計らっていただきたい。

○議長（阿部文俊君） ただいま有田議員のほうから動議が出まして、町長の任期満了に伴うことで質疑がありました。その件につきまして、もうちょっと話させていただいていいですか。

これより、町長より発言の申し出がっておりますので、発言を許可します。

今の動議はそういうことで説明しましたが、それでいいでしょうか。

（3番有田行彦君「はい、よろしいです」と呼ぶ）

ということで、これで町長より、発言の申し出がっておりますので発言を許可します。

町長。

○町長（久芳菊司君） 今の件先おいてですね、時間をいただきましたので、2件お願いしたいと思います。

まず今年度をもちまして、松原哲二出納管理者、それから國寄和幸健康課長、それから原之園修司上下水道課長の3名が無事定年退職を迎えることになりました。つきましては、3名にそれぞれ議会の皆さまにごあいさつをさせたいと思います。

なお、國寄課長並びに原之園課長につきましては、再任用の希望申し出がありましたので、再任用をする予定にしております。少し時間をいただきたいと思います。

○議長（阿部文俊君） このたび退職されます3人の方にごあいさつをお願いいたします。

健康課長、どうぞ。

○健康課長（國寄和幸君） 健康課長の國寄でございます。この場で発言の機会をいただきまして誠にありがとうございます。私ごと、昭和58年4月に久山町に入庁いたしました。それから、本年3月31日で定年退職を迎えることになりましたけども、その間37年間、久山町の職員として、自分のできる限りの力は発揮してきたつもりでございます。また最近4年間につきましては課長職として、慣れない議案説明等で議員の皆さまには大変ご迷惑をおかけいたしましたけれども、皆さまのご協力あって、無事職務を全うすることができたんじゃないかなと自分では思っております。本当に皆さまのご協力に対して深く感謝を申し上げます。これからは、議員の皆さまも、住民の代弁者としてますますのご活躍をいただきますことをお願いいたしまして、お礼の言葉といたしたいと思っております。

本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（阿部文俊君） 会計管理者。

○会計管理者（松原哲二君） 会計管理者の松原でございます。本日は議会ですね、皆さんに貴重な時間をいただきまして、退職のごあいさつをいただけるということで、本当にありがとうございます。本年度をもちまして、36年間、久山町役場にお世話になりました。この分で定年退職をすることになりました。

昭和59年に奉職以来、平成そして令和が時代、新しい時代に代わりました。この中でですね、おかげさまで無事に退職の日を迎えられることにつきまして、感無量で思っております。光陰矢のごとしと申します。こうして大過なく、定年の節目を迎えられることは、歴代小早川町長そして現久芳町長、そして、ここにいらっしゃる議員の皆さま、職員各位皆さまのご指導のお陰だと心から感謝申し上げます。どうもありがとうございます。

ふるさと久山、この久山町役場の職場で働けたことを光栄といたしまして、定年をゴールではなく、今後は新たなスタートとしまして、第2の人生を実りあるものにたく考えております。これからは一町民としまして、地域のほうで応援をさせていただきたいと思っております。皆さま本当に長い間お世話になりました。心からお礼申し上げます。甚だ簡単ではございますが、退職のごあいさつをさせていただきます。重ねて申し上げます。どうも長い間お世話になりました。ありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（阿部文俊君） 上下水道課長。

○上下水道課長（原之園修司君） 上下水道課長の原之園でございます。貴重なお時間をいただき感謝申し上げます。退職に当たりまして一言ごあいさつ申し上げます。

私3月末をもって定年退職を迎えることになりました。前職は新エネルギー・産業技術総合開発機構鉦害本部という特殊法人に勤めておりましたが、ご縁をいただき、平成13年から久山町役場で勤務することになり、19年間役場職員として勤めさせていただきました。

上下水道課および総務課を勤務しまして、大過なく職責を全うできましたことは、ひとえに皆さま方のご指導、ご支援の賜物と心より感謝申し上げる次第でございます。またこの議場に立てたことは、私の誇りと思っております。本当にありがとうございました。

〔拍手〕

○議長（阿部文俊君） どうもご苦労さんでございました。

町長。

○町長（久芳菊司君） 議長から発言の許可いただきましたので、私の私的なことで申し訳ないんですけども、お時間をいただきありがとうございます。

昨年12月議会一般質問において一議員の方から、今年10月に行われる町長選挙について、出馬の意向についてですね、お尋ねがありました。その時点ではまだ私も、出馬についての決心というのは何もしてなかったんですけども。

今ここに来てですね、新年度の予算も可決していただきました。時代も、元号が平成から令和に代わり新しい時代を迎えたところでございます。また本町も、新しい若い世代の住民の方が増えている状況の中で、日本が人口減少それから超高齢化社会を迎えようとしてますけれども、やっぱりこういう新しい時代に向かっての久山町の町政を運営していくのはですね、やっぱり、もっと若いリーダーにこれからの久山町を託していくのがよりベターではないかなという思いになりました。

現時点で私が仕掛けている事業もあり、また、大きな課題も残してる事業もありますけれども、今申しましたように、これからはやっぱり、地方創生と言われるようにですね、町の個性を生かした、それから、そういう減少社会の中で、久山町が持続ある地域社会を作っていくためには、行政だけでなく、これからほんとに地域住民の方や、あるいは民間企業の人たちの能力や協力を得ながらやっていかないと、恐らくそれはなかなか、まちづくりはできないんじゃないかなと思ってます。そういう意味で、ぜひですね、エネルギッシュな若い人にバトンタッチをさせていただきたいと思ってますので、今期の10月の町長選挙には、もう出馬しないということを決心しましたので、私的なことでございますけれども、ご報告とさせていただきます。

○議長（阿部文俊君） これをもちまして、令和2年第1回久山町議会3月定例会を閉会します。

~~~~~ ○ ~~~~~

閉会 午前10時34分